

発議第2号

斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：議会事務局】

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が令和4年12月16日に公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）工事等の契約に関する遵守事項の緩和（第4条の改正規定）

地方自治法の改正により、地方公共団体の議会の議員個人による請負に関する規制の緩和が図られたことを受け、本改正内容との整合性を図るため、議員本人又は議員の親族等が役員をしている企業等にあつては、各会計年度において支払を受ける工事等の対価の総額が地方自治法施行令で定める額を超えない場合は、工事等にかかる契約の辞退規定の対象外とする改正を行うものであります。

2. 施行期日

令和5年4月1日から施行します。